日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人　東京富士大学
② 設置大学名称	東京富士大学
③ 担当部署	総務部　総務課
④ 問合せ先	soumu@fuji.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2025 年 9 月 25 日
⑥ 点検結果の公表日	2025 年 10 月 1 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.fuji.ac.jp/msup/wp-content/uploads/2025/09/afac9fc13a8904f11d20a6218da0f0a3.pdf
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	Web サイトでは「大学概要」として、建学の趣旨及び教育理念、ビジョン、教育組織、教育方針について公表している。 また、本学の教育スローガンである「実務 IQ 宣言」については別途ページを設け、そのコンセプトや「実務 IQ 7 つの力」、さらにはカリキュラムを含めて詳細に説明を行っている。
実施項目１－１②	**説明**
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーはwebサイト等において明確に示している。 コース別の履修系統図の作成により、学生が学びの道筋を理解しやすくなるように努めている。また、シラバスの記載内容への「実務 IQ 修得目標」追記等により、各ポリシーが教育内容に反映されるようにしている。 教育組織においては、自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。
実施項目１－１③	**説明**
教学組織の権限と役割の明確化	学長は規程に基づき、「教授会」「学務運営会議」の運営にあたり、教学のリーダーシップをとるとともに、「理事会」「経営戦略会議」「外部評価委員会」にも参加し、学園運営の中核的役割を果たしている。**学長を補佐する役務としては現在、二名の学科長が教学組織の運営にあたっており、その役割と権限は内規によって規定されている。**
実施項目１－１④	**説明**
教職協働体制の確保	学務部、学生支援部、キャリア支援部、入試広報部といった部門においては、一部の管理職を教員が兼務するなどの形をとっている。また、教育支援委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会、入試広報委員会など、教員による専門委員会に各部門の職員管理職が出席するなどし、**教職協働体制を確保している。**
実施項目１－１⑤	**説明**
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	毎年、各部門においてそれぞれの育成計画に基づき、SD(FD)研修に関する方針及び計画を策定している。またその内容は自己点検推進室でとりまとめ、計画表を共有している。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	令和 3(2021)年度からスタートする中期 5 ヵ年計画（令和 3～7 年度）においては、学生募集体制の強化、実務 IQ を育てるカリキュラムの充実など、具体的な 13 施策を掲げ、目標に向けて取り組んできた。新たな中期 5 ヵ年計画において、各部署、学生、卒業生、評議員など、さまざまなステークホルダーの意見を吸い上げながらの策定作業を開始しようとしている。
実施項目１－２②	**説明**
計画実現のための進捗管理	学内においては、年度毎の事業計画策定段階で中期計画の進捗状況の確認を行うとともに、毎年外部評価委員会を開催し、学外の視点からも計画の推進状況においてチェックする体制をつくっている。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	新宿区高田馬場地域の企業等と連携したPBLの推進を通じ、実践的経営学の学びをビジネスの現場に還元できるようなプログラムを展開してきている。一方、主として社会人を対象とした「科目等受講生」の受け入れや、「公開講座」「税務教室」等開講の態勢を整えており、地域やビジネス社会のニーズに対応した学びの機会を提供してきている。
実施項目２－１②	**説明**
社会貢献・地域連携の推進	産学官連携室を中心に、地域・社会課題解決に向けた取り組みを推進している。特に地域社会・NPO が主催する各種イベントに本学のイベントプロデュース学科の学生が参加することで、大学での学びを生かす機会を設けている。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	外国人留学生への支援策については、国際交流推進室を中心に綿密に検討され、対応してきている。また、年数回開催される「国際ランチパーティー」等を通じて、日本人学生が各国の文化を理解する試みも定着しつつある。 また、障害を持つ学生への学修支援や受け入れ・相談体制、バリアフリー環境については整備を進めてきた。
実施項目２－２②	**説明**
役員等への女性登用の配慮	役員・評議員に配慮し、理事 2 名（総数 7 名）、評議員 1 名（総数 9 名）の女性を登用している。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」に理事長・理事の職務を定め、明確にしている。 理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に基づき設置し、「寄附行為」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目３－１②	**説明**
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、実行している。 理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。 理事会・評議員会で決した事業計画や方針に基づいた日常業務運営は、理事長が執行している。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、協議を行うこととなっている。 理事会・評議員会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目３－１③	**説明**
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会開催前に情報提供等を行っている。また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる。 学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、理事研修会を実施する。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。 会計監査人は、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議のより選任している。
実施項目３－２②	**説明**
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」に定め、監事は、会計監査人と情報交換や協力して調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実施している。
実施項目３－２③	**説明**
監事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、監事研修会を実施する。 また各役員が過去の理事会議事録や議案を閲覧できる。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数・構成割合・資格を「寄附行為」に定め明確にしている。 評議員選任のため「寄附行為」に従い、適切に評議員選任を行っている。
実施項目３－３②	**説明**
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に運営している。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、再度評議員会を招集することができる。 理事会、評議員会の重要会議の議事録について、「寄附行為」に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目３－３③	**説明**
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、評議員へ大学運営や教学に関する情報を適時報告し、情報提供を行っている。 学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、評議員研修会を実施する。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理委員会を開催し、多様化する大学の危機管理について議論を重ね、危機管理マニュアルの整備を行ってきた。
実施項目３－４②	**説明**
法令等遵守のための体制整備	ハラスメントなど、法令順守をテーマとした SD 研修については毎年実施されてきている。また、地元消防との連携による避難訓練や、警察署による防犯講和などを定例的に行い、学生への危機管理意識醸成も図ってきた。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ウェブサイトの「情報公開ページ」において、教育研究上の情報、入学に関する情報、授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業計画、事業計画・事業報告　予算・決算等、多岐にわたる分野の情報を明示している。また、web サイト刷新に伴い、今後の情報公開方針については、IR 推進委員会を中心に検討がなされている。
実施項目４－１②	**説明**
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	Web サイトにおいては「受験生」「受験生保護者」「高校教員」「卒業生」「企業・地域」「在学生」「在学生保護者」と、ステークホルダー別に情報を集約し、わかりやすい配信に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明